

## 7. 地域生活支援について

障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施します。

### 【地域生活支援事業】

#### (1) 意思疎通支援事業

聴覚・言語障がい者等に手話通訳・要約筆記者等を派遣することにより、健聴者との円滑な意思疎通を支援します。

◎根拠法令：日向市手話通訳者等派遣事業実施要綱

対 象 者	身体障害者手帳所持者(聴覚・言語障がい者)等
自 己 負 担 額	無料
申 請 に 必 要 な も の	日向市手話通訳者等派遣申請書、印かん
申 請 先(問 合 わ せ 先)	福祉課 障がい福祉係 TEL 66-1019

#### (2) 移動支援事業

ヘルパー付き添いにより、屋外での移動に困難がある障がい児・者の外出や移動を支援します。

◎根拠法令：日向市移動支援事業実施要綱

対 象 者	身体障害者手帳1～3級所持者(肢体不自由に限る)、療育手帳A・B1判定所持者、精神障害者保健福祉手帳、1～2級所持者、難病患者
自 己 負 担 額	障がい福祉サービスに同じ【別表(P35)参照】
申 請 に 必 要 な も の	地域生活支援事業支給申請書、課税証明書(本人・配偶者 ※障がい児の場合は保護者)、印かん
申 請 先(問 合 わ せ 先)	福祉課 障がい者支援係 TEL 66-1019

#### (3) 地域活動支援センター事業

(I型)日常生活での課題に対して必要な援助を行いながら、生活技能や対人関係に関する技術の習得を支援します。

(III型)障がいがある人へ就労の場を提供し、作業指導や生活訓練を行い自立を目指します。

◎根拠法令：日向市地域生活支援事業実施規則

対 象 者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者
申 請 先(問 合 わ せ 先)	福祉課 障がい者支援係 TEL 66-1019

## (4) 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴することが困難な在宅の重度身体障がい児・者に入浴車を派遣します。

◎根拠法令：日向市在宅重度身体障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱

対 象 者	身体障害者手帳所持者（下肢又は体幹で1～2級）
自 己 負 担 額	所得に応じて決定
申 請 に 必 要 な も の	日向市在宅重度身体障がい者訪問入浴サービス事業利用申請書、医師意見書、印かん
申 請 先(問合わせ先)	福祉課 障がい福祉係 TEL 66-1019

## (5) 更生訓練費給付

障がい者の社会復帰の促進を図ることを目的として、更生訓練費を支給しています。

◎根拠法令：日向市更生訓練費給付事業実施要綱

対 象 者	生活保護を受けている人のうち、自立訓練又は就労移行支援を利用している人
申 請 に 必 要 な も の	更生訓練費支給申請書(個人払い用)、印かん
申 請 先(問合わせ先)	福祉課 障がい者支援係 TEL 66-1019

## (6) 知的障害者職親委託制度

知的障がい者を一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人(職親)に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。

◎根拠法令：日向市地域生活支援事業実施規則

対 象 者	知的障がい者
申 請 に 必 要 な も の	知的障害者職親委託申請書、印かん
申 請 先(問合わせ先)	福祉課 障がい福祉係 TEL 66-1019

## (7) 日中一時支援事業

### 日中短期入所

障がい児(者)の日中活動の場を提供し、障がい児(者)の家族の就労支援及び日常的に介助している人の一時的な休息を目的としています。

◎根拠法令：日向市日中一時支援事業実施要綱

対 象 者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者
自 己 負 担 額	障がい福祉サービスに同じ【別表(P35)参照】
申 請 に 必 要 な も の	地域生活支援事業支給申請書、課税証明書(本人・配偶者 ※障がい児の場合は保護者)、印かん
申 請 先(問合わせ先)	福祉課 障がい者支援係 TEL 66-1019

## (8) 社会参加促進事業

### ① 手話・音訳・点訳奉仕員養成事業

年間を通じて、手話通訳者や音訳・点訳ボランティア養成のための講習会を開催しています。

### ② 点字・音読広報発行

視覚障がい者を対象に、市広報紙や議会だよりを点字・音読資料にして郵送しています。

対 象 者	視覚障がい者等
自 己 負 担 額	無料
申 請 先(問合わせ先)	日向市障がい者センター あいとびあ TEL 52-5434 FAX 52-5460

### ③ 知的障害者本人活動支援事業

知的障がい者が自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかけるなどの活動を支援しています。

### ④ 障がい者スポーツ大会

年に一度、障がい者を対象にしたスポーツ大会を開催しています。

申 請 先(問合わせ先)	日向市障がい者センター あいとびあ TEL 52-5434 FAX 52-5460
--------------	---

### ⑤ 自動車改造助成事業

障がい者自らが所有・運転する自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

◎根拠法令：日向市身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱

対 象 者	身体障害者手帳所持者(上肢、下肢又は体幹機能障がい者で1級～3級) (ただし、所得制限があります。)
対 象 経 費	免許の条件に適合するための自動車の改造に直接要する経費
助 成 金	10万円(上限)
申 請 に 必 要 な も の	身体障害者自動車改造費助成金交付申請書、所得・課税証明書(本人、配偶者、扶養義務者)、 免許証、車検証、改造に要する見積書、通帳、印かん
申 請 先(問合わせ先)	福祉課 障がい福祉係 TEL 66-1019

### ⑥ 自動車運転免許取得助成事業

障がい者の自動車運転免許取得に要する経費の一部を助成します。

◎根拠法令：日向市身体障害者自動車運転免許取得助成事業実施要綱

対 象 者	身体障害者手帳所持者(1～3級)又は、身体障害者手帳所持者(4～6級)で道路交通法第91条の規定により自動車に身体に応じた補助手段を講ずることが必要とされている者、及び補聴器の使用が必要とされている者(ただし、所得制限があります。)
自 己 負 担 額	10万円(対象経費の2/3を限度とする)
申 請 に 必 要 な も の	身体障害者自動車運転免許所得助成金交付申請書、自動車教習所に入所予定である事を証する書類、自動車教習所の教習料金を明らかにする書類、自動車運転免許取得についての適性を証する書類、所得・課税証明書(本人・配偶者・扶養義務者)、印かん
申 請 先(問合わせ先)	福祉課 障がい福祉係 TEL 66-1019

## (9) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用する要支援者に対して、後見開始、保佐開始及び補助開始の審判の申立て等について支援します。

◎根拠法令：日向市成年後見制度利用支援事業実施要綱

対 象 者	知的障がい者、精神障がい者で意思能力に乏しく、日常生活を営むのに支障がある人または親族等の虐待又は無視を受けている人
申請に必要なもの	後見開始等審判の申立要請書、印かん ※民生委員・児童委員や日常生活の援助者(親族を除く)の申請が必要です。
申請先(問合わせ先)	福祉課 障がい者支援係 TEL 66-1019

## (10) 療育等援助事業

在宅障がい児等に対する早期療育により、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ります。

◎根拠法令：日向市療育等援助事業実施要綱

対 象 者	在宅の障がいのある児童及び発達遅れのある児童
申請先(問合わせ先)	もくせい園 TEL 54-2377

## (11) 市民手話講習会

手話の体験教室を開催します。

◎根拠法令：日向市政出前講座実施要綱

対 象 者	市内の事業所や学校、自治会など地域のグループ（小学校5年生以上で、概ね10名以上の団体）
実 施 時 間	1回につき60分から90分まで（開催数には限りがありますので、開催数以上の申し込みはお断りする場合があります）
料 金	無料（会場は申込者が準備）
申込に必要なもの	日向市政出前講座申込書（手話講習会）
申 込 締 切	開催希望月前月の毎月5日まで
申請先(問合わせ先)	福祉課 障がい福祉係 TEL 66-1019

## 【その他の助成・支援事業】

### (1) 住宅改修等助成事業

障がい者が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活ができるよう、障がい者に対応した住宅改造に要する経費を助成します。

◎根拠法令：日向市障害者(児)住宅改修費給付事業実施要綱

事業名	日常生活用具給付(住宅改修費)
対象者	学齢児以上の者で、身体障害者手帳所持者(下肢、体幹、視覚、脳性運動機能(移動機能に限る)障がい1～3級) ※ただし、特殊便器へ取替えをする場合は、身体障害者手帳所持者(上肢障がい1～2級)か難病患者等に限る。
助成対象改修内容	次に掲げる、障がい者の身体状況に応じて必要となる小規模な改造 ① 手すりの取り付け ② 段差の解消 ③ 床の材料変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への取替え ⑥ 浴槽の交換 ⑦ その他上記の改造に付帯して必要となる改造
助成対象経費	20万円(上限)
助成割合	改修に要した対象経費の実支出額と20万円のいずれか低い額に9/10を乗じた額 ※原則として1割負担となりますが、世帯の所得に応じて負担上限額が設けられています。 【別表(P28)参照】
申請に必要なもの	住宅改修費給付申請書、住宅改修費の見積書、改修希望箇所の写真及び図面、印かん
申請先(問合わせ先)	福祉課 障がい福祉係 TEL 66-1019

## (2) タクシー料金助成事業

タクシー料金助成券交付によりタクシーの基本料金額を助成します。

◎根拠法令：日向市重度障がい者等タクシー料金助成事業実施要綱

	重度障がい者タクシー料金助成券	車いす用タクシー料金助成券
対 象 者	次のいずれかに該当する市民税非課税の人 身体障害者手帳所持者(1～2級) 療育手帳所持者(A判定)	次のいずれかに該当する市民税非課税の人 ・身体障害者手帳所持者(体幹又は下肢で 1～2級)で自ら歩行ができない人 ・介護保険の要介護者で寝たきりの人 ※入院・入所中の人は対象となりません。
利用券交付枚数	年間24枚	年間30枚 ※福祉料を含む。 ※車いす用タクシー以外は使用できません。
申請に必要なもの	重度障がい者等タクシー料金助成券交付申請書、印かん ※課税証明書の提出が必要な場合があります。	
申請先(問合わせ先)	福祉課 障がい福祉係 TEL 66-1019	

## (3) 心身障害者等理容等サービス事業

居宅において理容又は美容サービスを行います(利用は年6回まで)。

◎根拠法令：日向市中心身障害者等理容等サービス事業実施要綱

対 象 者	次のいずれかに該当する寝たきりの人 ・身体障害者手帳所持者(体幹又は下肢で1～2級) ・介護保険の要介護者 ※入院・入所中の人は対象となりません。
自己負担金	500円/回
申請に必要なもの	理容等サービス利用登録申請書(初回登録時)、理容等サービス申込書、印かん
申請先(問合わせ先)	福祉課 障がい福祉係 TEL 66-1019

## (4) リフト付福祉バス運行事業

障がい者の各種講習会及び研修会、スポーツ活動及びレクリエーション活動等の際にリフト付きバスの利用ができます。

◎根拠法令：日向市障害者(児)福祉バス運営事業実施要綱

対 象 者	市内に居住する障がい者
利 用 内 容	運行は午前7時30分から午後5時30分まで(年末年始を除く)、宿泊時の運転手諸費用は利用者負担
申請に必要なもの	障害者(児)福祉バス利用許可申請書、福祉バス利用者名簿、運行経路の分かるもの、印かん
申請先(問合わせ先)	福祉課 障がい福祉係 TEL 66-1019